

03201

岩手県

盛岡市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
盛岡市工場等設置奨励条例	H4.4	○工場等の新設の場合 ①市内居住新規雇用者 10人以上 ②投下固定資産額 5,000万円以上	雇用奨励金 ○市内居住新規雇用者1人につき20万円 ○2,000万円を限度
		○工場等の新設の場合 (市の産業支援施設使用者) ①市内居住新規雇用者 5人以上 ②投下固定資産額 2,500万円以上	
		○工場等の拡充の場合 ①市内居住新規雇用者 5人以上 ②投下固定資産額 2,500万円以上	雇用奨励金 ○市内居住新規雇用者1人につき10万円 ○2,000万円を限度
盛岡市工場等新設拡充促進事業補助金交付要領	H16.8	○工場等の固定資産投資に対する補助 ①固定資産投資額 2,000万円以上	新設拡充補助 ○当該固定資産税相当額 (一部業種は9割相当額) ○3年度分を限度 ○特定区域における産業の活性化に関する条例(岩手県条例)の適用を受ける者は5年度分(4、5年度目は5割相当額)
	H18.1 H22.3 改正 H24.6 改正 R1.8 改正	○市内に工場等を新設しようとするもので、以下の全ての要件を満たす事業者 ①対象区域内に工場等を新設する製造業、ソフトウェア業、又は自然科学研究所であること ②固定資産投資額が1億円以上であること ③新規雇用者が製造業にあつては10人以上で、かつ、最終計画が20人以上、製造業以外にあつては5人以上であること ④新設する工場等の公害の防止に関し、必要な対策が取られていること	企業立地補助金 ○固定資産投資額の10/100以内 ○3億円を限度
盛岡南新都市産業等用地企業立地促進事業補助金交付要領	H18.7 H22.3 改正 H24.6 改正	○盛岡南新都市産業等用地内に工場等を新設、増設、又は移転しようとするもので、以下の全ての要件を満たす事業者 ①産業等用地内に工場等を新設又は移転、拡充する製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所、環境計量証明業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、非破壊検査業、デザイン・機械設計業、エンジニアリング業等、その他研究開発を行う事業で市長が適当と認めたもの	企業立地補助金 ○固定資産投資額の10/100以内 (新設の製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所は15/100以内) ○1.5億円を限度(新設の製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所は3億円を限度)
盛岡市情報関連企業立地促進事業補助金交付要	H17.12 H19.8 改正	○コンタクトセンター事業、ニュービジネス事業(ビジネス・プロセス・アウトソーシング、シェアードサービス、バックオフィス	雇用奨励金 ○新規雇用者1人につき20万円 ○上限 2,000万円

領		等)を営む者で下記要件を満たす者 市内居住新規雇用者 20人以上 (操業開始後3月以内に雇用される者に限る) ※通信回線使用料補助、事業所賃借料補助は、いずれかを選択すること	通信回線使用料補助 ○通信回線使用料の1/2相当額を3年度間 ○単年度の上限額 500万円
		○ソフトウェア業を営む者で下記要件を満たす者 市内居住新規雇用者 3人以上	事業所賃借料補助 ○事業所賃借料の1/3相当額を3年度間 ○単年度の上限額 500万円
盛岡市道明地区 新産業等用地企業立地促進事業補助金交付要領	R1.8	○対象業種(製造業,ソフトウェア業,自然科学研究所,環境計量証明業,情報処理サービス業,情報提供サービス業,非破壊検査業,デザイン業,機械設計業,エンジニアリング業,その他研究開発を行う事業)で市長が認めたものの工場等の新設の場合 ①市内居住新規雇用者 5人以上(製造業にあっては10人以上かつ最終計画20人以上) ②投下固定資産額 1億円以上	企業立地補助 ○固定資産投資額の10/100(リーディング産業(食料品製造業,金属製品製造業,ソフトウェア業,情報処理サービス業及び情報提供サービス業)は15/100)以内 ○1億5,000万円(リーディング産業は3億円)を限度
		○ヘルステック事業(対象業種のうち,先端的な技術を活用した医療,介護,健康増進等のための機械器具,医薬品,ソフトウェア等の製造又は研究開発を行う事業)にかかる工場等の新設の場合 ①市内居住新規雇用者 1人以上又は雇用者数維持かつ生産性向上10%以上 ②投下固定資産額 1億円以上	企業立地補助 ○固定資産投資額の20/100以内 ○3億円を限度
		○ヘルステック事業又はリーディング産業にかかる工場等の拡充又は移転の場合 ①市内居住新規雇用者1人以上又は雇用者数維持かつ生産性向上10%以上 ②投下固定資産額 1億円以上	新設拡充補助 ○固定資産投資額の20/100(リーディング産業は10/100)以内 ○3億円(リーディング産業は1億5,000万円)を限度
		○ヘルステック事業又はリーディング産業以外の対象業種の工場等の拡充又は移転の場合 ①市内居住新規雇用者5人以上(製造業にあっては10人以上かつ最終計画20人以上) ②投下固定資産額 1億円以上	○固定資産投資額の10/100以内 ○1億5,000万円を限度
		○ヘルステック事業又はリーディング産業以外の対象業種工場等の拡充又は移転の場合 ①市内居住新規雇用者1人以上又は雇用者数維持かつ生産性向上10%以上 ②投下固定資産額 1億円以上	○固定資産投資額の5/100以内 ○1億5,000万円を限度

03202

岩手県

宮古市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
市指定地域		課税免除	固定資産税	3年間
新設	2,500			
増設	1,500			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
宮古市工場設置奨励条例	H17.6	①投下固定資本総額 新設 2,500 万円超 増設 1,500 万円超 ②雇用従業員 新設 10 人 増設 5人 ③工場適地、工専、準工業地域又は市長が適当と認める地域に立地した者	雇用奨励金 ○1年以上雇用された者1人につき 20 万円(市民新規常用雇用) ○交付限度額 新設 5,000 万円 増設 1,000 万円
			利子補給 ○工場設置に要する借入金(3億円限度)の利率が岩手県企業立地促進資金貸付利率か、実際の借入利率の低い利率 ○期間 3年
宮古市企業立地補助金交付要綱	H17.6	①固定資産投資額 新設 5,000 万円以上 増設 1億円以上 ②雇用従業員 新設 市民新規常用 10 人以上 増設 市民新規常用 10 人以上 (増設後に 10 人以上の増加)	企業立地補助金 ○土地、建物、機械設備等取得費の 20/100(3億円限度) ※H30 の特例 国が実施する津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の事業採択を受けていることが条件。 ○土地、建物、機械設備等取得費の 30/100 以内(ただし、次の(ア)から(ウ)のいずれか低い額が限度。(ア)津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の交付申請額と採択を受けた額の差額に相当する額、(イ)補助対象経費の 30/100 以内の額、(ウ)3億円)

03203

岩手県

大船渡市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 2,500	○製造業(雇用要件なし) ○運輸業、卸売業、その他サービス業については、新設で5人、増設では2人以上の新規雇用	課税免除	固定資産税	3年間
○新增設 5,000 ○特定区域における産業の活性化に関する条例(岩手県条例)の特定区域	○製造業を行う工場等で、5人以上の新規雇用	課税免除	固定資産税	5年間 (4・5年目は1/2相当)

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
大船渡市企業立地奨励条例	H15.3	○製造業、運輸業、卸売業、その他サービス業 ①新規雇用者数 新增設 5人以上を1年以上雇用 ②投下固定資産額 2,500万円以上	雇用奨励金 ○新規雇用者1人につき20万円 ○限度額 新設 5,000万円 増設 1,000万円
		○製造業、運輸業、卸売業、その他サービス業 ①新規雇用者数 製造業(雇用要件なし) 運輸業、卸売業、その他サービス業 新設 5人以上 増設 2人以上 ②投下固定資産額 2,500万円以上	利子補給金 ○工場等を新設又は増設するために金融機関から借入を行った場合、借入の限度額を3億円とし、利子を補給 ○期間 3年 ○利率 1.8%以内
		○製造業、運輸業、卸売業、その他サービス業 ①新規雇用者数 製造業(雇用要件なし) 運輸業、卸売業、その他サービス業 新設 5人以上 増設 2人以上 ②償却資産の取得価格総額 1,000万円以上	土地・工場等賃借料助成金 ○民間の土地又は建物を賃貸借契約に基づき賃借し、工場等を新設又は増設しようとする場合、当該賃借に要する費用(礼金及び敷金は除く)について、助成金を交付 ○期間 3年
大船渡市企業立地奨励条例の特例に関する条例	H15.3	○「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金(国)」(以下「津波補助金」)の実施期間中においては、津波補助金の採択を受けること ○津波補助金の採択を受けない場合、下記のとおり ①立地場所 ア)工場立地法における工場適地 イ)農工法における工業等導入地区	○津波補助金の採択を受けた場合、次のいずれか低い額(限度額3億円) ①補助金交付申請額と採択された補助金額の差額に相当する額 ②事業費の10分の2に相当する額 ○津波補助金の採択を受けない場合、固定資産投資額の20分の1に相当する額(限度額1億5千万円)

		ウ)準工業地域、工業地域、工業専用地域 エ)県、市などが造成した工業等用地 オ)ア～エに準じる地域 カ)市長が適当と認める地域 ②業種 製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所、運輸業、卸売業、その他サービス業 ③新規雇用者数 製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所 新增設 5人以上 運輸業、卸売業、その他サービス業 新設 20人以上 増設 10人以上 ④固定資産投資額 新設 5,000万円以上 増設 1億円以上	
--	--	---	--

03205

岩手県

花巻市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
【地域未来投資促進法】 対象:地域未来投資を行う事業者 地域:花巻市内全域 要件:①岩手県による承認 ②国による確認 ・投下固定資本1億円以上 ・域内取引額10%以上	—	課税免除	固定資産税	3年間
【復興特別区域法】 対象:製造業等 地域:花巻市復興産業集積区域内 要件:令和3年3月31日までに東日本大震災復興特区法に基づく指定業者の指定を岩手県から受けたもの	—	課税免除	固定資産税	5年間
【過疎地域自立促進特別措置法】 対象:製造業等 地域:市の過疎地域(旧大迫町、旧東和町) 要件:取得価格の合計額が2,700万円以上	—	課税免除	固定資産税	3年間
【指定地域】 新設 2,500万円以上 増設 2,500万円以上	5人以上 2人以上	課税免除	固定資産税	3年間 2年間
【特定区域】 5,000万円以上	5人以上			3年間免除かつ2年間税率二分の一

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
花巻市企業立地促進利子補給要綱	H18.1	○当市に工場等を新設し岩手県企業立地促進資金の貸付決定を受けた者	利子補給 岩手県企業立地促進資金を対象とし、貸付利率の範囲内 ○対象資金の限度額 3億円 ○期間 3年
花巻市企業立地促進奨励事業補助金交付要綱	H18.1	○当市の工業用地等に工場等を新設する者	立地奨励補助金 ○対象事業費の1/10 ○上限 3億円
		【令和2年度までの時限措置】 ※要件緩和タイプ ①投資額 5千万円以上 ②新規雇用 5名以上	○対象事業費の1/10 ○上限 1億円
		投資・雇用拡大タイプ ①投資額 15億円以上 ②新規雇用 50人以上	○対象事業費の2/10 ○上限 6億円
		【令和2年度までの時限措置】 ※増設タイプ ①投資額 2,500万円以上 ②新規雇用 2名以上	○対象事業費の1/10 ○上限 5,000万円

		<p>○当市への本社機能の移転・拡充と併せて工場等を新增設する者</p> <p>新設</p> <p>①投資額 5千万円以上</p> <p>②新規雇用 5名以上</p>	<p>○対象事業費の 3/10</p> <p>○上限 3億円</p>
		<p>増設</p> <p>①投資額 1億円以上</p> <p>②新規雇用 10名以上</p>	<p>○対象事業費の 3/10</p> <p>○上限 3億円</p>

03206

岩手県

北上市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
【地域再生法】 区域:市内工業団地 ○本社機能の移転・拡充に伴う新増設 投下固定資本額:3,800 (中小企業者等は1,900) ※地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定が必要	常時雇用従業員5人(中小企業者等2人)以上増加	不均一課税	固定資産税	3年間
【復興特区法】 区域:市内工業団地 投下固定資本額:下限無し ※指定事業者の指定が必要	増設の場合は、固定資産投資前の常用雇用者維持	課税免除	固定資産税	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
北上市企業立地促進補助金交付要綱	H15.7	○製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所 ①土地購入費、工場等建設費、機械設備費への投資額総額1億円以上 ②新規雇用者10人以上かつ最終計画20人以上 ③企業認定後3年以内の操業を条件とし、その後1年以内に申請	補助金 工業団地等への工場等新設に要した経費の一部を補助するもの ○投資経費総額の1/10以内に相当する額 ○3億円を限度
北上市企業設備投資奨励補助金交付要綱	H15.6	○製造業、運送業、卸売業 ①新設及び増設に係る設備投資総額3,000万円以上 ②新規常用雇用者5人以上	補助金 工業団地等に立地した企業が設備投資した場合、固定資産税相当額を3年間補助するもの ○新設及び増設に係る固定資産税に相当する額 ○課税初年度から3年間(土地は取得後1年以内に工場等建設に着工した場合に限る) ※投資要件により補助額上限有

03207

岩手県

久慈市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
新增設(製造業)	2,500	—	課税免除	固定資産税	3年間
新增設	5,000	5	課税免除及び 不均一課税 (税率 1/2)	固定資産税	課税免除 3年間 不均一課税 2年間
県条例に基づく特定区域 (久慈地区拠点工業団地、久慈港半崎工業区域、久慈港諏訪下工業区域、長内工業区域:H23.3.31)					

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業立地促進事業 費補助金交付要綱	H18.3	国が実施する「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」(以下「津波補助金」という。)に採択された事業を行う企業	○立地奨励補助金 津波補助金に応募した事業計画に係る補助金申請額と採択を受けた補助金の差額に相当する額、事業費の3/10に相当する額又は3億円のうちいずれか低い額以内の額 ただし、久慈地区拠点工業団地に立地する場合は用地取得経費から、用地取得にかかる補助金を控除した額の2/10に相当する額を更に加算(通算限度額は5億円を超えることができる)
		工場地域等の場所に新設し、又は増設する企業 【新設及び増設の要件】 ・固定資産投資額が5,000万円以上1億未満の場合、新規常用雇員者の数が3人以上増加すること ・固定資産投資額が1億円以上の場合、新規常用雇員者の数が5人以上増加すること	○雇用奨励補助金 久慈市に住所を有し、6箇月以上雇用されている新規常用雇員者1人につき、5万円以内の額 ○立地奨励補助金 補助対象経費の3/10相当する額以内の額。ただし、認定企業が地域再生法(平成17年法律第24号)第17条の2第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画を作成し、平成30年3月31日までに同条第3項の規定による知事の認定を受けた場合にあっては、当該経費の4/10に相当する額以内の額 ただし、久慈地区拠点工業団地に立地する場合は用地取得経費から、用地取得にかかる補助金を控除した額の2/10に相当する額を更に加算(通算限度額は3億円とする)
			○雇用奨励補助金 久慈市に住所を有し、6箇月以上雇用されている新規常用雇員者1人につき、5万円以内の額

起業・立地奨励補助金	H18.3	工場又は特定事業所を新設し、又は増設する場合に土地又は建物の賃貸借する企業 【要件】 ・新規常用雇用の数が2人以上増加すること	工場等の賃貸借に要する経費の1/2に相当する額 ただし、新常用雇用の数に応じた1月あたりの限度額を次のとおりとし、最大24箇月を限度 【1月あたりの限度額】 ・5人未満 5万円 ・5人以上10人未満 10万円 ・10人以上20人未満 20万円 ・20人以上30人未満 30万円 ・30人以上40人未満 40万円 ・40人以上 50万円
広域連携雇用促進補助金交付要綱	H21.8	久慈市、洋野町、野田村及び普代村の長が当該町村の区域内での企業の立地の促進に係る補助金を交付するために認定した企業	6箇月以上雇用されている新規常用雇業者1人につき、5万円以内の額を補助 ・新規常用雇業者の出身市町村が補助

03208

岩手県

遠野市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
〈事業所設置奨励条例関連〉		課税免除	固定資産税	5年間
新設 1,000 ※投下固定資本総額又は従業員数が適用基準を満たしていれば可	資本金、業種により異なる(別表参照)			
増設 1,000 ※投下固定資本総額と従業員数どちらも適用基準を満たす必要あり	資本金、業種により異なる(別表参照)			
現に存する市内事業所への本社移転 ※新設・増設に伴う本社移転の場合は、上記新設・増設の基準を満たす必要あり	本社移転 2 ※従業員は市外からの転勤者も可			
〈過疎減免〉		課税免除	固定資産税	3年間
製造業、情報通信技術利用事業、旅館業(下宿営業を除く)				
新增設 2,700	適用なし			
〈復興特区減免〉		課税免除	固定資産税	5年間
東日本大震災復興特別区域法に定められた復興産業集積区域内において、復興推進計画に定められた事業用施設・設備を新設・増設する場合				
適用なし				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
遠野市事業所設置奨励条例	H17.10	○製造業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業、倉庫業、こん包業、教育・学習支援業、学術・開発研究機関	事業所立地奨励金 ○土地、建物、設備等の取得に要する経費、本社移転に要する経費の20/100 (最大1億5,000万円) *企業立地補助金との併用不可
		①新設 投下固定資本総額 1,000万円以上 新規雇用者数 別表参照 ※投下固定資本総額又は新規雇用者数が適用基準を満たしていれば可	民間施設の貸与 ○民間施設を賃借して工場等を新增設する場合、市が当該施設を賃借し、貸与する ○3年間無償貸与、その後2年間半額貸与
		②増設 投下固定資本総額 1,000万円以上 新規雇用者数 別表参照 ※投下固定資本総額と新規雇用者数どちらも適用基準を満たす必要あり	市有施設の貸与 ○市有施設を借用して工場等を新增設する場合、使用料を減額し、貸与する ○3年間全額減免、その後2年間半額減免
遠野市企業立	H19.8	○製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所	企業立地補助金
		③現に存する市内事業所への本社移転 新規雇用者 2人以上 (新規雇用者は市外からの転勤者も可) ※新設・増設に伴う本社移転の場合は、上記①新設・②増設の基準を満たす必要あり	

地補助金交付要綱	①新設 固定資産投資額 5,000 万円以上 新規常用雇用者数 製造業 10 人以上(最終 20 人以上) 製造業以外 5人以上 ②増設 固定資産投資額 1億円以上 新規常用雇用者数 10 人以上増加	○土地、建物、設備等の取得に要する経費の 20/100 (最大3億円) * 事業所立地奨励金との併用不可
----------	---	---

別表 従業員数(新規雇用者数)適用基準

立地企業の資本金の額	従業員数(新規雇用者数)			
	製造業		その他の業種	
	新設	増設	新設	増設
1,000 万円以下	3人以上	2人以上	1人以上	1人以上
1,000 万円超 1億円以下	4人以上	2人以上	1人以上	1人以上
1億円超 10 億円以下	5人以上	3人以上	2人以上	2人以上
10 億円超	6人以上	4人以上	3人以上	2人以上

03209

岩手県

一関市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
【過疎地域自立促進特別措置法】 対象:製造業等 地域:一関市花泉町、大東町、室根町、川崎町、藤沢町 要件:工場等新增設 2,700 超	—	課税免除	固定資産税	3年間
【地域未来投資促進法】 対象:製造業等 地域:一関市内全域 要件:新增設 10,000 超(農林漁業及びその関連業種は5,000) ※地域経済牽引事業計画の承認が必要	—	課税免除	固定資産税	3年間
【復興特別区域法】 対象:製造業等 地域:一関市内の復興産業集積区域 要件:新增設 下限無し ※指定事業者としての指定が必要	—	課税免除	固定資産税	5年間
【地域再生法】 対象:製造業等 地域:一関市内の地方活力向上地域 要件:本社機能の移転・拡充に伴う新增設 3,800 超(中小企業者等 1,900 超) ※認定事業者としての認定が必要	常時雇用従業員 10 人(中小企業者等5人)以上増加	不均一課税	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
一関市企業立地促進資金利子補給補助金交付要綱	H18.4	○岩手県企業立地促進資金の貸付決定を受けた者	利子補給 ○岩手県企業立地促進資金の利率の範囲内 ○期間 3年間
一関市企業立地促進奨励事業費補助金交付要綱	H18.4	タイプA ○ソフトウェア業、自然科学研究所、情報処理サービス業、情報提供サービス業、デザイン業、機械設計業、エンジニアリング業を営む工場等を新設し、固定資産投資額 1,000 万円以上、また、新規常用雇用者数5人以上であること タイプB ○製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所を営む工場等を新設し、固定資産投資額が1億円以上、また、新規雇用者数が 10 名以上であ	補助金 ○固定資産投資額の 1/10 以内 ○2,000 万円を限度 ○固定資産投資額の 1/10 以内(指定する場所は 1.5/10 以内) ○3億円を限度

		ること ※タイプB対象企業が一関東第二工業団地の用地を取得した場合、用地取得費に係る補助率は右記のとおり	○用地取得費の3/10以内
一関市地域企業経営強化支援事業費補助金交付要綱	H20.4	○市内で製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、自然科学研究所、デザイン業、機械設計業、エンジニアリング業を営む中小企業において工場等を増設し、固定資産投資額が製造業は5,000万円以上、製造業以外は1,000万円以上、また、新規雇用者数が3名以上であること	補助金 ○固定資産投資額の5%以内 ○2,000万円を限度
一関市立地企業操業支援事業補助金交付要綱	H23.4	○一関市の誘致企業認定基準を満たしている企業 ○一関市と立地協定を締結した企業 ○平成23年4月1日以降に市内へ立地を決定した企業	補助金 立地企業が操業する際に行う社員の人材育成事業に要する経費について補助 ○対象経費総額以内の額(各年度の限度額は100万円とし、通算限度額200万円) ○期間 人材育成に着手した月から2年間
一関市生産設備等投資促進補助金交付要綱	H26.4	○製造業、情報サービス業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業を営む工場等の設備を新增設し、対象となる減価償却資産の取得価格が3,000万円超であること(製造業以外の場合、増加雇用者15人以上)	補助金 対象資産に係る固定資産税相当額を3年間補助 ※上記に加え「特定区域の支援に係る要件」を満たす場合、補助期間の延長有(固定資産税1/2相当額補助)

03210

岩手県

陸前高田市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
陸前高田市 企業立地奨 励条例	S63.3	①固定資産投資額 新設・増設ともに1,500万円以上	立地奨励金 ○固定資産税相当額(5年間)
		①に加えて ②雇用従業員 新設・増設ともに3人以上	雇用奨励金 ○従業員1人につき20万円 (1,000万円限度)
		①に加えて ③金融機関等から借入を行った場合	利子補給 ○工場設置に要する借入金 (3億円限度)の利率のうち 3%以内(3年間)
		(1)津波補助金の採択を受けていない場合 該地区 ・滝の里工業団地 ・三日市工業団地 ・長部漁港水産加工団地 新設 ・固定資産投資額1,500万円以上で、 製造業は雇用10人以上、製造業 以外は雇用5人以上 増設 ・固定資産投資額2,000万円以上で、 雇用5人以上かつ増設後の常用雇 用者が5人以上増加(過去にも交 付実績がある場合、新設は交付申 請時の常用雇用者数、増設は直近 の交付時に増加した常用雇用者数 をそれぞれ加えた数以上) (2)津波補助金の採択を受けた場合 該地区 ・市の区域内	立地促進補助金 ○(1)の場合、固定資産投資 額の1/10以内(1億5千万 円限度) ○(2)の場合、津波補助金の 交付申請額と採択額の差 額、事業費の3/10相当額 又は3億円のいずれか低い 額(3億円限度)

03211

岩手県

釜石市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
釜石市企業立地 奨励措置要綱	H26.4	①投下固定資本額 新設 5,000 万円以上 増設 1億円以上	土地取得補助金 ○土地取得価格の 20%以内 (3億円限度)
		②新規雇用従業員 新設・増設 10 人以上 (市内に住所を有するもの)	工場等取得補助金 ○建物や機械設備等の取得価格(土地を除く)の 20%以内 (3億円限度)
		①投下固定資本額 新設 5,000 万円以上 増設 1億円以上	奨励金 ○固定資産税相当額(3年間)
		②新規雇用従業員 新設・増設 10 人以上 (市内に住所を有するもの)	
		○県条例に基づいた特定区域に工場等を新設・増設した場合 ①投下固定資本額 新設・増設 概ね 25 億円以上 ②新規雇用従業員 新設・増設 概ね 50 人以上	大型補助金 ○投下固定資本額の 20%以内で、県と市が協議のうえ補助額を決定
○県条例に基づいた特定区域に工場等を新設・増設した場合 ①投下固定資本額(土地を除く) 新設 5,000 万円以上 増設 1億円以上 ②新規雇用従業員 新設・増設 10 人以上 (市内に住所を有するもの)	奨励金 ○固定資産税相当額を3年間交付し、その後の2年間、固定資産税相当額の 1/2 の額を交付		

03213

岩手県

二戸市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 3,000	—	課税免除	固定資産税	3年間
過疎地域 新增設 2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間
特定区域:県指定 新增設 5,000 (製造業)	増加雇用 5	課税免除及び 不均一課税 (1/2)	固定資産税	5年間 (4年目以降2年間は不 均一課税)
地域経済牽引事業促進区域 1億円(農林漁業及びその関連業 種5千万円)	課税免除	固定資産税	3年間	地域経済牽引事業促 進区域 1億円(農林漁業及び その関連業種5千万 円)

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
二戸市企業立地補助金交付要綱	H8.10	①投下固定資本額 新設 5,000万円以上 増設 1億円以上 ②雇用従業員 新設 新規常用5人以上 増設 新規常用10人以上	立地奨励補助金 ○新設又は増設 土地、建物、設備等の取得に要する経費の3/10(最大3億円)
			雇用奨励補助金 ○二戸市に住所を有し、6ヶ月以上雇用されている新規常用雇用者1人につき5万円以内の額
二戸市起業・立地奨励補助金交付要綱	H16.8	○二戸地区拠点工業団地内に工場等を新設又は増設する場合、土地又は建物を賃貸借する者	貸借料補助金 ○土地又は建物の月額賃料の1/2以内 ○月額5万円限度 ○期 間 3年

03214

岩手県

八幡平市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
(過疎法) 新增設	2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
八幡平市企業立地促進事業費補助金交付要綱	H18.3 H18.6 H23.11 H24.4 H26.4 H28.3 H30.4 一部改正	○製造業、道路貨物運送業、卸売業、ソフトウェア業、倉庫業、こん包業、情報サービス業、学術・開発研究機関 1. 新設 ①固定資産投資額 5,000 万円以上 新規雇用者数 5人以上 ②固定資産投資額 2,000 万円以上 新規雇用者数 1人以上 2. 増設 ①固定資産投資額 1億円以上 新規雇用者数 10 人以上 かつ増設後常用雇用者数 10 人以上増加 ②固定資産投資額 2,000 万円以上 新規雇用者数 1人以上 かつ増設後常用雇用者数 1人以上増加	補助金 ○固定資産投資額の 3/10 (1. ①) ○限度額 3億円 (1. ②) ○限度額 1,500 万円 (2. ①) ○限度額 3億円 (2. ②) ○限度額 1,500 万円
八幡平市工場等設置奨励条例	H17.9 H19.6 一部改正	○市長から指定を受けた工場等 ①新設 ・投下固定資本額 3,000 万円以上 ・常用雇用者数 20 人以上増加 ②増設 ・投下固定資本額 3,000 万円以上 ・常用雇用者数 10 人以上増加 ○特定区域の指定を受けた工場等 ①新增設 ・投下固定資本額 5,000 万円以上 ・新規常用雇用者数 5人以上	奨励金 ○固定資産税相当額 第1年度 80/100 第2年度 50/100 第3年度 30/100 特定区域の立地奨励金 ○上記の奨励金に加え、その後2年間は固定資産相当額の 1/2 を交付

03215

岩手県

奥州市

〈立地企業の新增設に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準			措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)		従業員(人以上)				
指定地域	製造業	3,000	0人でも可	課税免除	固定資産税	3年間
	製造業	5,000	5人以上			5年間
	道路貨物運送業、こん包業又は卸売業	3,000	16人以上			3年間
【復興特別区域法】 区域:市内の復興産業集積区域 対象:製造業等 投下固定資本額:下限なし ※指定事業者の指定が必要			—	課税免除	固定資産税	5年間
【地域未来投資促進法】 区域:市内全域 投下固定資本額: 農林漁業及びその関連業種 5,000万円以上 その他 1億円以上 ※承認地域経済牽引事業計画のうち主務大臣の確認を受けたものであることが必要			—	課税免除	固定資産税	3年間
【生産性向上特別措置法】 区域:市内全域 対象:市内中小企業のうち先端設備等導入計画の認定を受けたもの 投下固定資本額: 生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備 【減価償却資産の種類(最低取得価格/販売開始時期)】 ◆機械装置(160万円以上/10年以内) ◆測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内) ◆器具備品(30万円以上/6年以内) ◆建物附属設備(60万円以上/14年以内)			—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
奥州市企業立地促進利子補給規則	H18.2	○岩手県企業立地促進資金の貸付決定を受けた者	利子補給 ○岩手県企業立地促進資金を対象とし貸付利率の割合で計算した額 ○対象資金の限度額 3億円 ○期間 3年
奥州市空き工場賃借料補助金交付要綱	H18.4	①奥州市空き工場等リストに掲載されている空工場等を賃借する ②固定資産投資額3,000万円以上かつ新規雇用5人以上(製造業以外の場合は16人以上)	賃借料補助金 ○月額賃料の1/2以内 ○月額30万円限度 ○期間 3年
奥州市企業立地促進補助金	H18.2	対象区域に工場等を新設するもの ①製造業	初期投資補助金

交付要綱	ア 固定資産投資額 5,000 万円以上 イ 新規雇用5人以上	○固定資産投資額の 15%以内 ○1億円を限度
	②製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所 ア 固定資産投資額1億円以上 イ 新規雇用5人以上(製造業にあつては 10 人以上)	○固定資産投資額の 15%以内 (中小企業基盤整備機構等の公共的 団体又は奥州市(以下「分譲主」とい う)と用地取得契約を締結する場合は 20%以内) ○3億円を限度
	③道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業 ア 固定資産投資額3千万円以上 イ 新規雇用 16 人以上	ア 新規雇用 16～24 人 ⇒固定資産投資額の 15%
	③道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業 ア 固定資産投資額3千万円以上 イ 新規雇用 16 人以上	イ 新規雇用 25～49 人 ⇒固定資産投資額の 20%
	分譲主と用地取得契約を締結するもの 製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所 (①～②に該当するものを除く)	ウ 新規雇用 50 人以上 ⇒固定資産投資額の 30% ※ア～ウいずれの場合も上限3千万 円 ○用地取得費の 15% ○1億円を限度
	リース制度を活用して立地した企業 製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所	○賃借に要する経費の 50%以内 ○期間 5年 ○賃借していた用地を取得する場合 10%以内(1億円を限度)

03216

岩手県

滝沢市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
特定事業を除く業種 0	2,000 新設 6 増設 3	課税免除	固定資産税	3年間
上覧のうち 製造業 (平成23年3月31日まで時限措置) 5,000	新設 5 増設 5	課税免除 (4、5年目は1/2 不均一課税)	固定資産税	5年間
特定事業(ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、デザイン業、機械設計業、エンジニアリング業、その他特定事業) 2,000	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
滝沢市工場等設置奨励条例	H 7.4 H18.3 H19.12 H22.4 一部改正	①投下固定資産額 新設 5,000 万円以上 増設 2,500 万円以上 ②雇用従業員(市内居住新規雇用者) 新設 6人以上 増設 3人以上	雇用奨励金 ○操業後1年以上雇用され6か月以上市内に住居を有する者(市内居住新規雇用者)1人につき 新設 10 万円 増設 5万円 限度額 2,000 万円
		①投下固定資産額 2,000 万円以上 ②雇用従業員(常時雇用) 新設 6人以上 増設 3人以上	利子補給 ○用地取得造成に要する借入金(2億円限度)の利率のうち2.5%以内 期間 3年間
滝沢市企業立地助金交付要綱	H 9.12 H19.3 H22.4 一部改正	○盛岡西リサーチパークに特定 16 業種の工場又は事業所を新設又は増設する個人及び法人 ①新設 ・固定資産投資額 5,000 万円以上 ・新規雇用従業員 5人以上 ②増設 ・投下固定資産 1億円以上 ・新規雇用従業員 10 人以上	補助金 ○用地取得・造成 構築物の建設 機械、設備の取得 ○5人以上 25 人未満のとき上記経費の 20/100 に相当する額 25 人以上のとき上記経費の 30/100 に相当する額 ○限度額 3億円
		○盛岡西リサーチパークに製造業の工場等を新設又は増設する個人及び法人 ①新設 固定資産投資額及び新規雇用者 (1) 5,000 万円以上1億円未満 5人以上 (2) 1億円以上 10 人以上 25 人未満 (3) 1億円以上 25 人以上	補助金 ○用地取得・造成 構築物の建設、機械、設備の取得 ①新設の場合 上記経費の (1) 10/100 に相当する額 (2) 10/100 に相当する額 (3) 20/100 に相当する額 ※(1)の限度額 1億円

		②増設 ・固定資産投資額 1億円以上 ・新規雇用従業員 10人以上	(2)、(3)の限度額 3億円 ②増設の場合 上記経費の7/100に相当する額 ※限度額 新設 3億円 増設 1億5,000万円
	H17.4	○用地のリース制度を活用して立地した企業	補助金 ○賃借に要する経費の1/2以内 ○期間 3年
	H18.4 H22.4 一部改正	○都市計画系工業地域、農工団地等に製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所等を新設する個人及び法人 ①新設のみ 固定資産投資額及び新規雇用者 (1) 5,000万円以上1億円未満 5人以上 (2) 1億円以上10人以上25人未満 (3) 1億円以上25人以上	補助金 ○用地取得・造成構築物の建設機械、設備の取得 ①の場合 上記経費の (1) 10/100に相当する額 (2) 10/100に相当する額 (3) 20/100に相当する額 ※(1)の限度額 1億円 (2)、(3)の限度額 3億円

03301

岩手県

雫石町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
町内へ転入した若者(満40歳未満)又は大学等新卒者の若者を新規に6か月以上雇用した事業主		対象就職者1人につき5万円		1年

雫石町若者雇用拡大奨励金交付要綱 H28.3.31

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
雫石町工場等設置奨励条例	H17.3	○新增設 投下固定資本額 2,000 万円以上 新設 従業員 5 人以上 増設 従業員 3 人以上	奨励金 ○固定資産税相当額 新設 3年間 増設 2年間

(条例一部改正 施行日:平成 25 年 10 月 1 日)

03302

岩手県

葛巻町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
新增設	2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
葛巻町企業立地促進条例	H15.12	<p>①新設</p> <p>1) 固定資産投資額 2,500 万円以上かつ新規雇用者 10 人以上</p> <p>2) 固定資産投資額 5,000 万円以上で新規雇用者数 10 人以上かつ最終雇用計画 30 人以上</p> <p>②増設</p> <p>1) 固定資産投資額 2,500 万円以上で、新規雇用者数が 10 人以上かつ雇用者数 10 人以上増</p> <p>2) 固定資産投資額 1 億円以上で、新規雇用者数 10 人以上かつ増設後の雇用者数が 10 人以上増加</p>	<p>立地奨励補助金</p> <p>①新設</p> <p>土地の取得、構築物等の建設等に要する経費の 10 分の2に相当する額以内の額。ただし、要件 1) の場合は 2,500 万円を、同欄 2) の場合は 5,000 万円を限度。</p> <p>②増設</p> <p>土地の取得、構築物等の建設等に要する経費の 10 分の2に相当する額以内の額。ただし、要件 1) の場合は 2,500 万円を、同欄 2) の場合は 5,000 万円を限度。</p>

03303

岩手県

岩手町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 2,000	新設 6 増設 3	課税免除	固定資産税	3年間
県条例に基づく特定区域 新增設 5,000	5	課税免除及び 不均一課税	固定資産税	1～3年目 100% 4～5年目 50%

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
岩手町工場等設置 奨励条例	H19.6	①投下固定資産及び土地の総額 2,000万円以上 ②雇用従業員 新設 12人以上 増設 6人以上 (町内居住新規雇用者)	雇用奨励金 ○操業後1年以上雇用され、6ヶ月以上町内に住所を有する者(町内居住新規雇用者)1人につき年2万円 ・期間 2カ年 ・限度額 各年 250万円
		①投下固定資産及び土地取得価格 2,000万円以上 ②雇用従業員 新設 12人以上 増設 6人以上 (新規雇用者)	利子補給金 ○当該土地取得に係る借入金残高により生じた利子に対し年利1/2の額 ・借入金残高 限度額 2億円 ・補給額 各年 500万円限度 ・期間 3年
岩手町企業立地促進奨励事業費補助金交付要綱	H29.4	岩手町に工場等を新設又は増設するもので、次のすべてに該当するもの ①該当区域 (1)工場適地 (2)農村産業団地 (3)工業系用途地域 (4)工業団地 (5)(1)から(4)までに掲げる場所のほか、町長が認める場所 ②対象業種 (1)製造業 (2)ソフトウェア業 (3)自然科学研究所 ③固定資産投資額 (1)新設 5,000万以上 (2)増設 1億円以上 ④新規雇用者 (1)新設 5人以上 (2)増設 10人以上かつ増設後の常用雇用者数10人以上増加	補助金 ○新設・増設に要する固定資産投資額の3/10に相当する額以内の額 ○限度額 3億円

03321

岩手県

紫波町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
紫波町企業立地 奨励条例	S35.5 H21.3 改正	投下固定資本額 新增設 2,400 万円以上 ② 雇用従業員 新設 15 人 増設 5人	事業所立地奨励金 ○固定資産税相当額を基準として3 箇年度(増設2箇年度) ○特定区域に指定している地域の 場合は、固定資産税額を基準として 3箇年度並びに3箇年度に続く2箇 年度の間については、各年度ごと に課される固定資産税額の 1/2
			雇用奨励金 ○1年以上雇用され、町内に住所を 有する者1人につき5万円 (500 万円限度) ○期間 2年
			利子補給 ○用地取得、造成に要する借入金 (1億 5,000 万円限度)の残高の 2.5%以内 ○期間 5年
紫波町企業立地 促進補助金交付 要綱	H18.3 H20.12 改 正	○新設、固定資産投資額が1億円以上 ○製造業(新規雇用 10 人以上、最終 20 人以上)、ソフトウェア、自然科学研 究所(新規雇用5人以上) ○工場適地、準工場地域、工業地域、 工業専用地域、県又は町が出資した団 体が造成した工場等用地 ○町長が特に必要と認める地域	補助金 ○固定資産投資額の 1/10 に相当 する額 ○3億円を限度 ※「補助終期」の規定あり。随時改 定運用。

03322

岩手県

矢巾町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設	2,000	新設 10 増設 5	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
矢巾町企業立地奨励条例	H31.4.1 S63.9 (H23.12.21 一部改正)制定 条例は廃止	○製造業、卸売業、道路貨物運送業、情報サービス業 ①投下固定資産額 新增設 2,000 万円以上 (ただし、事業所における情報サービス業については 1,000 万円以上) ②雇用従業員 新設 10 人以上 増設 5人以上 (ただし、情報サービス業については新規、5人以上)	雇用奨励金 ○操業開始後1年以上雇用され、町内に住所を有する者1人につき年5万円(各年 250 万円限度) ○期間 2年
			利子補給 ○用地取得、造成に要した借入金利率の1/2に借入金残高(2億円限度)を乗じた額(各年 500 万円限度) ○期間 3年
矢巾町企業立地促進補助金交付要綱	H17.3 (H28.3.29 一部改正)	○製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所 ①固定資産投資額 新設1億円以上 ②新規常用雇用者 ・製造業 10 人以上 (最終計画 20 人以上) ・製造業以外 5人以上 ③新設する工場等の公害の防止に関し、必要な対策が取られている。	固定資産投資額補助金 工場の新設に要した経費の一部を補助するもの ○投資額総額の1/10に相当する額以内 ○3億円を限度 上水道使用料補助金 ○年間使用量 36,000 m ³ 以上使用した場合に一部を補助するもの ○1m ³ 当たり 50 円を乗じた額 ○期間 3年

03366

岩手県

西和賀町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
西和賀町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例(H24.9) ・岩手県産業再生復興推進計画による指定事業者 ・岩手県産業再生復興推進計画に定める復興推進事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した者		課税免除	固定資産税	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
西和賀町工場及び観光宿泊施設設置奨励条例	H19.4	①新設 投下固定資本額 500 万円以上 従業員 5人以上 ②増設 投下固定資本額 300 万円以上 従業員 3人以上	奨励金 ○固定資産税相当額(3年間)
西和賀町企業誘致促進条例	H22.6	・町で定める特定事業を営む者 ・事業所を建設、取得する者 ・最初に賦課された固定資産税の課税標準額が1億円以上	助成金(固定資産税相当額を3年間)

03381

岩手県

金ケ崎町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設(物流・研究開発事業) 3,000	1人以上	課税免除	固定資産税 (建物及びその附属設備、構築物)	5年間
新增設(製造業) 5,000	2人以上			
新增設(地域未来投資促進法に基づき岩手県の承認を受けた事業) 10,000	1人以上			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
金ケ崎町企業立地促進奨励事業費補助金交付要綱	H24.4	○町長が指定した地域で、製造業・ソフトウェア業・自然科学研究所のいずれかの事業を営むこと。 ①新設の場合 固定資産投資額1億円以上 常用雇用者5人以上 ②増設の場合 固定資産投資額1億円以上 常用雇用者 10人以上	固定資産投資額と常用雇用者数に応じて、新設3億円、増設1億5千万円を上限に補助金を交付
金ケ崎町工場設置奨励条例の特例に関する条例	H2.2	○岩手県企業立地促進資金の貸付決定を受けた者のうち ①岩手中部(金ケ崎)工業団地 支払利息の額の範囲内 ②森合工業団地及び北部地区流通業務団地 支払利息の額の1/2の額の範囲内	岩手県企業立地促進資金の融資(上限3億円、期間3年)に係る利子補給

03402

岩手県

平泉町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
新增設	3,000	10	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
平泉町企業奨励 条例	H8.9	①投下固定資本額 新設 3,000 万円以上 増設 3,000 万円以上 ②常時雇用従業員数 新增設 10 人以上	利子補給 ○対象借入資金 2,000 万円～2億円 ○利子補給率 1.5% ○利子補給期間 3年
平泉町企業立地 促進奨励事業費 補助金	H28.6	○対象業種 ①製造業 ②ソフトウェア業、自然科学研究所 ③道路運送貨物業、倉庫業、梱包 業、卸売業、その他 ○補助要件 ・新規常用雇用 上記①の業種 10 人以上 ②③の業種 5人以上 ・固定資産投資額 上記①②の業種 1億円以上 ③の業種 1千万円以上	○補助対象経費(固定資産投資額) (1)用地取得費及び造成工費 (2)構築物等の建設費 (3)機械・設備等償却資産の取得費 ○補助率 (1)高田前工業団地の①②の業種 15% (2)高田前工業団地以外の①②の業種 10% (3)高田前工業団地以外の③の業種 15% ○補助限度額 (1)①②の業種 1工場等当たり3億円 (2)③の業種 1工場等当たり3千万円

03441

岩手県

住田町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
住田町雇用促進条例	H61.3	<ul style="list-style-type: none">・町が誘致企業と認定した会社又は個人若しくは団体・町内に住所を有する従業員5人以上雇用し、かつ1年以上企業を営むもの。	<ul style="list-style-type: none">○企業設置奨励金・投下固定資産に対し、固定資産税相当額の範囲内の額(3年間)○雇用促進奨励金・新たに雇用された従業員1人につき10万円(1,000万円を限度、3年間)

03461

岩手県

大槌町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 2,000	新增設 5	課税免除	固定資産税	3年間
		不均一課税 (1/2)	固定資産税	課税免除後2 年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

補助金名	施行期日	対象者の要件	内 容
大槌町企業立地奨励条例	H18.9	①投下固定資産総額 新增設 2,000 万円以上 ②新規雇用者 新增設 5人以上	雇用奨励金 ○町内に住所を有し、1年以上引き続き雇用された者1人につき年 10 万円(1,000 万円限度) ○期間 2年
大槌町産業復興促進補助金	H26.4	①投下固定資産総額 5,000 万円以上 ②新規雇用者 5人以上 ※いずれも新設・再建・移設を適用基準とする。	平成 23 年3月 11 日以降に取得した工場用地及び造成に要する経費又は構築物等の建設に要する経費若しくは機械設備等の償却資産取得に要する経費の 10 分の1以内の額(上限額 1,500 万円)を補助するもの。

03482

岩手県

山田町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設	2,000	課税免除 又は減額	固定資産税	5年間 (1～3年目課税 免除、 4年目 80%減 額、 5年目 50%減額)
増設	1,000			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
山田町工場誘致条例	S60.6 H19.4 一部改正	①投下固定資本額 新設 2,000 万円以上 増設 1,000 万円以上 ②雇用従業員 新設 5人以上 増設 3人以上	利子補給 ○建物、機械、装置並びに工場敷地の取得及び造成に要する借入金(2億円限度)に規則で定める利率(岩手県企業立地促進資金の貸付利率)又は借入利率のいずれか低い利率以内の額 ○期間 3年
山田町企業立地補助金交付要綱	H19.2 H27.6 一部改正	①固定資産投資額(土地、家屋及び償却資産の取得等に要する経費) 新設 5,000 万円以上 増設 1億円以上 ②雇用従業員 新設 新規常用 10 人以上 (操業後5年以内の最終 20 人以上) 増設 新規常用 10 人以上 (増設後に 10 人以上の増加)	企業立地補助金 ○固定資産投資額の 20/100 以内 (1億円限度) ※H27 からの特例 国が実施する津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の事業採択を受けていることが条件。 ○土地、建物、機械設備等取得費の 30/100 以内(ただし、次の(ア)から(ウ)のいずれか低い額が限度。(ア)津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の交付申請額と採択を受けた額の差額に相当する額、(イ)補助対象経費の 30/100 以内の額、(ウ)1億5千万円)

03483

岩手県

岩泉町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
新增設	2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
岩泉町企業立地奨励条例	H1.3	①投下固定資本額 新設 3,000 万円以上 増設 1,000 万円以上 ②雇用従業員 新設 5人 増設 3人	利子補給 ○工場設置に要する借入金(2億円限度) の利率のうち 3.0%以内 ○期間 3年 雇用奨励金 ○町内に住所を有し、1年以上雇用され た者1人につき 30 万円 ○交付限度額 新設 2,000 万円 増設 2,000 万円 ○期間 3年
岩泉町企業立地補助金交付要綱	H8.10	(1)補助対象額の 20/100(岩手県の定める 企業立地促進奨励事業費補助金交付要 綱第1に規定する認定企業) ①投下固定資本額 新設 3,000 万円以上 増設 3,000 万円以上 ②雇用従業員 新設 新規常用5人(最終 20 人) 増設 新規常用5人	企業立地補助金 (1)取得費、造成費等の 20/100 (3億円限度)
		(2)補助対象額の 10/100 ①投下固定資本額 新設 3,000 万円以上 増設 3,000 万円以上 ②雇用従業員 新設 新規常用5人(最終 20 人) 増設 新規常用5人	(2)取得費、造成費等の 10/100 (1億円限度)
岩泉町企業立地奨励条例	H1.3	○県条例に基づく特定区域 新設 投下固定資本額 3,000 万円以 上、従業員5人以上 増設 投下固定資本額 1,000 万円以 上、従業員3人以上	奨励金 ○固定資産税相当額(5年間) 3年目を降2年間は 1/2 補助

03484

岩手県

田野畑村

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
田野畑村企業立地補助金交付要綱	H22.1	①投下固定資本額 新設 5千万円 ②雇用従業員 新規常用 10人(最終20人)	用地取得補助金 ○取得費、造成費等の20/100 (4千万円限度)

03485

岩手県

普代村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設	500	課税免除	固定資産税	3年間
増設	300			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
普代村企業立地補助金交付要綱	H21.7	○工場等の新設に伴う固定資産投資額が5,000万円以上 新規雇用者10人以上 (非製造業 5人以上) ○工場の増設に伴う固定資産投資額が1億円以上 増設に伴う新規雇用者10人以上	○立地奨励補助金 当該補助対象経費の2/10に相当する額以内 (限度額5,000万円) ○雇用奨励補助金 普代村に住所を有し、6箇月以上雇用されている新規常用雇用者1人につき5万円以内の額。ただし、500万円を限度とする
広域連携雇用促進補助金交付要綱	H21.7	同上	○広域連携雇用促進補助金 当該市町村の住所を有する者が、他の市町村の区域内の認定企業に、操業開始の日から6箇月以上雇用されている新規常用雇用者の1人につき5万円以内の額とし、当該市町村が交付 ※広域連携市町村： 久慈市、洋野町、野田村、普代村
普代村中小企業振興資金融資要綱	H21.3	○村内において、原則として1年以上引き続き同一事業を営む者 ○納期の到来した村税を完納している者	指定する金融機関に融資枠を設定し、村内に居住する中小企業者に事業資金の融資を岩手県使用保証協会の信用保証を付して行い、事業運営上必要な運転資金及び設備資金とする。 ・融資限度額 1企業者に対して1,000万円 ・融資期間 運転資金 5年以内 設備資金 7年以内
普代村中小企業振興資金保証料補給要綱	H21.3	普代村中小企業振興資金融資要綱に基づく融資を受けた者	・保証料補給額は保証料相当額とする。 ・融資を受けた者が債務の履行を遅延した場合の延滞保証料は補給しない。
普代村中小企業振興資金利子補給要綱	H21.3	同上	毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの期間における融資に係る資金につき算出した融資平均残高に対し、年1.0%以内の割合で計算した額とする。

03503

岩手県

野田村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設	1,000	課税免除	固定資産税	5年間
増設	500			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
野田村企業立地補助金交付要綱	H9.2	①投下固定資本額 新增設 500 万円以上 ②雇用従業員 村の区域内に住所を有する新規常用雇用者 5人以上 (増設2人以上)	立地奨励補助金 ○取得費、造成費等の 2/10 (新規 5,000 万円限度) (増設 2,000 万円限度)
			雇用奨励補助金 ○野田村に住所を有し、6箇月以上雇用されている新規常用雇用者1人につき、5万円以内の額 (500 万円限度)
起業・立地奨励補助金交付要綱	H24.9	①賃借による工場等新設・増設 ②雇用従業員 新規常用 5人以上 (増設2人以上)	起業・立地奨励補助金 ○賃借料の 1/2、24 箇月(特別に認めた場合 36 箇月) (月額5万円限度)
広域連携雇用促進補助金	H21.8	久慈広域市町村において企業の立地の促進に係る補助金交付するため認定した企業	補助金 ○6か月以上雇用されている新規常用雇用者1人につき5万円以内の額を出身市町村が補助

03506

岩手県

九戸村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設	3,000	10	課税免除	固定資産税
増設	2,400	3		

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
九戸村企業立地補助金交付要綱	H9.2	①投下固定資本額 新設 5,000 万円以上 増設 1億円以上 ②雇用従業員 新設 新規常用 10 人(製造業以外5人)以上 増設(補助金受領実績がないとき) 新規常用 10 人 増設後 10 人以上	補助金 ○取得費、造成費等の 3/10 (3億円限度)
九戸村工場設置奨励条例	H20.3	①投下固定資本額 新設 3,000 万円以上 増設 2,400 万円以上 ②雇用従業員 新設新規常用 20 人以上 増設新規常用 5人以上	雇用奨励金 ○1年以上雇用された者1人につき年額 12 万円 (300 万円限度、1年限り)

03507

岩手県

洋野町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設	1,000	課税免除	固定資産税	3年間
増設	500			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
洋野町企業立地補助金交付要綱	H18.1 (H27.3 改正)	①投下固定資本額 新設 5,000 万円以上 増設 1 億円以上	立地奨励補助金 ○取得費、造成費等の 1.5/10～3/10 (3 億円)
		②雇用従業員 新設 5 人以上 増設 10 人以上	雇用奨励補助金 ○町内に住所を有し、6箇月以上雇用された者1人につき5万円以内の額 (1,000 万円限度)
洋野町広域連携雇用促進補助金交付要綱	H21.8	久慈広域市村(久慈市、普代村、野田村)において、企業の立地の促進に係る補助金を交付するため認定した企業	洋野町に住所を有し、久慈広域市村の区域内の認定企業に、操業の日から6箇月以上雇用された者1人につき5万円以内の額

03524

岩手県

一戸町

〈補助金の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
一戸町産業力強化促進補助金交付要綱 対象経費が1,000万円以上 新規雇用者数が3人以上		補助対象経費の3分の1以上 (上限1,000万円)	製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所 町内に工場、事業所を有する中小企業者	

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
一戸町工場等設置奨励条例	S62.9	①投下固定資本額 新設 3,000万円以上 増設 3,000万円以上 ②雇用従業員 新設 10人以上 増設 5人以上	利子補給 ○工場設置に要する借入金(1億5,000万円限度)の利率のうち2.5%以内 ○3年間
一戸町企業立地促進奨励事業費補助金交付要綱	H29.10	①投下固定資本額 新設・増設 5,000万円以上 ②雇用従業員 新設・増設 5,000万円以上の場合、新規常用3人以上 1億円以上の場合、新規常用5人以上	補助金 ○取得費、造成費等の3/10 ○3億円限度
一戸町工場等設置奨励条例	S62.9	①新設 投下固定資本額 3,000万円以上 従業員 10人以上 ②増設 投下固定資本額 3,000万円以上 従業員 5人以上	奨励金 ○固定資産税相当額 ○3年間
一戸町新卒者ふるさと就職支援事業補助金交付要綱	H26.3	①町内在住の新卒者を常用雇用者として6月以上雇用している事業主	補助金 ○支払賃金の基本給の2分の1の額(1,000円未満切捨)(各種手当を除く) ○期間 1年
一戸町中小企業振興資金融資要綱	H25.7	①町内で原則1年以上事業を営む者 ②岩手県信用保証協会の保証対象業種を営む者	融資 ○融資利率 融資期間により2.7%又は2.9% ○期間 ①運転資金 7年以内 ②設備資金 10年以内 ○保証料補給 一部利子補給あり
一戸町勤労者退職金共済掛金補助金交付要綱	H10.3	①掛金を共済契約者で負担していること ②毎年12月31日に納付済であること	補助金 ○共済契約者が機構に納付する被共済者1人当たりの掛金月額額の25%以内。(上限5,000円) ○期間 3年